

毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく
当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。



「経審・県入札
の説明会で販
売した申請要

領に、今回から不要になった2つ
の調書が県のミ入で記載されたま
まに…訂正します」と当方からの
質問に県庁から
回答があったの
は各地の説明会
が大方終わった10/18の事でした。
この調書は過去10年間の①建築
一式・元請工事と②RC建築物の解
体の元請工事に関する書類です。
(要領P10) 26種類もの
書類や証明が必要な県

社保加入の
条件前倒し**2年以内**の手続が
必要に…

入札ですから行政側にミが生じる
のも分からぬではありませんが、正
確を期して欲しいものです。26・27
年度の申請で新たに(A)暴力団では
ない旨と(B)社保・雇保に入る旨の
誓約書が必要になりました。特に(B)
については次回28・
29年度の申請では
加入が条件となり

昨年「5年以内」つまり29年までの加
入義務付けで導入されたものが、実
質1年早められる事になりました。
今後、市県民税の給与からの特別徴
収も条件にされる可能性が
あり厳しくなる一方です。



「工事現場で事故があ
った…安全靴でなく長
靴での作業で負傷したようだ…
今現場に向かっているが労災扱
いにして困る事は…?」との電話
が休日に掛かってきました。公共
工事を受注して
いる建設会社と
して常に頭を悩
ます問題です。6年前までは経審
の審査項目の中に「工事の安全成
績」があり、4日以上休業者がい
ると減点対象になっていました。
その結果、県の格付けに悪影響が
…。しかし現在、この項目はなく

当時問題になった労災隠
しも少なくなりました。

しかし県工事の指名停止基準の中
に「安全管理措置の不適切により
生じた工事関係者事故」があり県
工事でなくても負傷者が出れば2

現場労災と**安全活動**の見え
指名停止…**る化を!**

週間～6か月の指名
停止が行われ、市
町村も右倣えに…。

問題は「安全管理措置がどの程度
適切だったか」です。保護帽・安全
靴・安全帯の着用そして安全活動
の可視化がこ
うした判断で
役に立ちます。



厚生年金の保険料率が9月分(10月納付分)からUPしています。再確認をお願い致します。
当事務所のFAX(0977-24-1806)は、日曜・祝日を除く6:30～20:00受信可能です。